

群馬県人事委員会勧告について（声明）

本日、群馬県人事委員会は「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。今回の勧告について、全群馬教職員組合の見解は以下の通りです。

勧告では、今年4月の月例給について、民間給与が職員給与を656円（0.18%）上回ったことから、若年層について給与月額を引き上げるとしています。ボーナス(特別給)についても、民間が職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を上回ったことから、0.1月分引き上げ、年間4.40月とするとしています。しかし、月例給の改善は若年層のみにとどまり、物価高騰による大幅な生計費の増加に対応するにはまったく不十分です。これでは、コロナ禍のもと奮闘して働く公務労働者・教職員の労苦に報いるものとなっていません。ボーナスは一定の改善がありました、今回も引き上げ分は勤勉手当に充てられています。これは能力・実績主義を推進するものであると同時に、期末手当しか支給されない会計年度任用職員にとって、引き下げはあっても引き上げはない極めて不当なものです。このように、公務労働者・教職員の生活実態をかえりみない実質的な大幅賃下げの勧告に対し、強く抗議します。

一方、「公務員人事管理に関する報告」では、今年も時間外勤務の縮減に触れ、「任命権者においては、様々な取組を進めてもなお恒常的な長時間の時間外勤務が見込まれる場合には、業務量に応じた柔軟な人員の配置や必要な人員の確保に努める必要がある」としています。ところが学校現場では、人員確保どころか教職員の「未配置」が深刻で、多忙化に拍車をかけています。長時間過密労働がなくならない中、長期病休取得者が増えて代替もつきません。事前に把握できる産育休代替すらみつからず、「報告」で指摘している「両性支援」もすすみません。また、「定年引上げ」についてふれています。が、「同一労働同一賃金」や「生計費原則」の立場で、高齢職員がはたらき続けられる労働環境や高齢職員の定数外任用など、学校運営に支障をきたさないような制度設計が求められます。学校現場では、新型コロナウイルス感染症への対応やICT機器の導入を含めた新たな教育政策への対応、特別な配慮や手立てが必要となる子どもや保護者への対応など、日常業務が増え続けています。このように長時間過密労働を強いられる困難な現場の実態を十分考慮し、教職員の「未配置」解消に向けた抜本的な対策とともに、業務量に見合った教職員の大幅な増員を強く求めます。

全群教は、教職員をはじめすべての公務労働者の生活改善につながる賃金引き上げと待遇改善、とりわけ臨時教職員の大幅な待遇改善を基本要件にかかげ、その実現のために民間労働組合や市民団体との共同のたたかいをすすめます。そして、能力・実績主義を許さないたたかいや、人員増など長時間・過密労働の実効性のある改善を求めてたたかいをすすめる決意です。また同時に、憲法と教育、国民のいのちとくらしを守るたたかいと結合し、基本的人権である労働基本権の全面回復をめざし、全力でたたかう決意を表明します。

以上

2022年 10月 14日

全群馬教職員組合